

別表 1（施設整備事業の新規・補修の区分）

| 施設名      | 新規事業                                                                              | 補修事業                                                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| アーケード    | ①新規設置<br>②全面建替<br>③全面改修（「改修」とは、その実施により既存施設・設備の効用増加が期待される工事をいう。以下同じ。）等（屋根）<br>※注 1 | ①アーケードの機能を維持するための補修（故障箇所の修繕、防食塗装、支柱の根巻補修等）<br>②新規事業とならない改修等※注 2<br>※電球や蛍光灯等の消耗品のみの取り替えは対象外 |
| 街路灯      | ①新規設置<br>②全面建替                                                                    | ①街路灯の機能を維持するための補修（故障箇所の修繕、防食塗装、支柱の根巻補修等）<br>※電球や蛍光灯等の消耗品のみの取り替えは対象外                        |
| カラー舗装    | ①新規設置<br>②全面張替<br>※①②とも予備の石材購入は対象外                                                | ①舗装の機能を維持するための補修<br>②カラーペイント<br>③新規事業とならない改修等※注 2                                          |
| 公衆便所     | ①新規設置<br>②全面建替<br>※独立した家屋として設置する場合を含む。                                            | ①公衆便所の機能を維持するための補修（故障箇所の修繕、防食塗装等）<br>②新規事業とならない改修等※注 2                                     |
| 駐輪場      | ①新規設置<br>②既存施設（平面）の立体化<br>※①②ともに当該施設の機能を有するための付帯設備を含む。                            | ①駐輪場の機能を維持するための補修（故障箇所の修繕、防食塗装等）<br>②新規事業とならない改修等※注 2                                      |
| その他施設の設備 |                                                                                   | ①その他施設の設備の機能を維持するための補修<br>②新規事業とならない改修等※注 2                                                |

（注 1）③については、施設全体の形状、デザイン、材質・機能の向上等により工事前に比べて著しい効用の増加が期待できること。（ただし、照明設備の省エネ化を目的とする場合を除く。）

（例）・アーケードの屋根の張替え工事（新規）

・トタン屋根をポリカーボネート製に全面取替（新規）

（注 2）新規事業の実施に合わせて実施される、商店街団体の中長期的な計画に沿って必要となる補修事業は、新規事業の取り扱いとする。

（例）・アーケードの屋根の張替え工事（新規）と故障箇所の修繕（補修）

・アーケードの屋根の張替え工事（新規）と防食塗装（補修）

・アーケードの屋根の張替え工事（新規）と支柱の根巻（補修）

なお、要綱第 16 条第 1 項に定める期間内に、処分を制限された取得財産等を処分（当該財産の機

能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合等の財産処分に該当しない場合を除く。) し、これに併せて同第5条に定める補助金の交付の申請を行い、事業を実施しようとするときは、以下の要件を全て満たさない限り、市長は同第6条に定める交付の決定を行わないこととする。

- ① 補助金を活用し新規又は補修事業を実施した年度の翌年度から起算して5年を経過した後に実施する事業であることのほか、実施しようとする事業の内容、規模若しくは時期等から、客観的に事業の必要性又は緊急性が認められること。
- ② 実施しようとする事業が不正の目的を持って行われるものではなく、商店街団体において事業を実施すべきでない特段の事情が存在しないこと。
- ③ 市長の承認等、その他要綱に定める手続きが適正になされていること。